

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓 令 第 2 号	さいたま市下水道事業の財務に関する事務専決規程の一部を改正する訓令	下 水 道 財 務 課	令和2年3月18日
訓 令 第 3 号	さいたま市行政会議規程の一部を改正する訓令	秘 書 課	令和2年3月31日
訓 令 第 4 号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和2年3月31日
訓 令 第 5 号	さいたま市出納室等事務専決規程の一部を改正する訓令	出 納 課	令和2年3月31日
訓 令 第 6 号	さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令	人 事 課	令和2年3月31日
訓 令 第 7 号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職 員 課	令和2年3月31日
訓 令 第 8 号	さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令	保 健 総 務 課	令和2年3月31日
訓 令 第 9 号	さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令	病 院 総 務 課	令和2年3月31日
訓令第10号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和2年5月15日

さいたま市訓令第2号

さいたま市下水道事業の財務に関する事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市下水道事業の財務に関する事務専決規程（平成17年さいたま市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																						
<p>(財務に関する専決事項)</p> <p>第3条 下水道事業の財務に関する<u>共通専決事項</u>は、別表のとおりとする。</p> <p><u>2 下水道財務課長の下水道事業の財務に関する個別専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 一時借入金の借入れの決定及び償還をすること。</u></p> <p><u>(2) 企業債による資金の借入れの決定及び償還をすること。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専決事項</th> <th style="text-align: center;">課長</th> <th style="text-align: center;">部長</th> <th style="text-align: center;">局長</th> <th style="text-align: center;">副市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 支出負担行為</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>削除</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)～(43) [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	専決事項	課長	部長	局長	副市長	[略]					2 支出負担行為					(1)・(2) [略]					(3) <u>削除</u>					(4)～(43) [略]					[略]					<p>(財務に関する専決事項)</p> <p>第3条 下水道事業の財務に関する<u>事項</u>については、別表のとおり<u>専決</u>することができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専決事項</th> <th style="text-align: center;">課長</th> <th style="text-align: center;">部長</th> <th style="text-align: center;">局長</th> <th style="text-align: center;">副市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 支出負担行為</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>貸金</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)～(43) [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	専決事項	課長	部長	局長	副市長	[略]					2 支出負担行為					(1)・(2) [略]					(3) <u>貸金</u>	○				(4)～(43) [略]					[略]				
専決事項	課長	部長	局長	副市長																																																																			
[略]																																																																							
2 支出負担行為																																																																							
(1)・(2) [略]																																																																							
(3) <u>削除</u>																																																																							
(4)～(43) [略]																																																																							
[略]																																																																							
専決事項	課長	部長	局長	副市長																																																																			
[略]																																																																							
2 支出負担行為																																																																							
(1)・(2) [略]																																																																							
(3) <u>貸金</u>	○																																																																						
(4)～(43) [略]																																																																							
[略]																																																																							

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市訓令第3号

### さいたま市行政会議規程の一部を改正する訓令

さいたま市行政会議規程（平成17年さいたま市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(主宰及び構成) 第3条 [略] 2 会議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、局長、都市戦略本部長、区長、会計管理者、 <u>消防局長</u> 、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、 <u>農業委員会事務局長</u> 、 <u>埼玉県警察さいたま市警察部長</u> <u>その他市長が指定する者</u> をもって構成する。 3 [略]	(主宰及び構成) 第3条 [略] 2 会議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、局長、都市戦略本部長、区長、 <u>消防局長</u> 、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び <u>農業委員会事務局長並びに埼玉県警察さいたま市警察部長</u> をもって構成する。 3 [略]

### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第4号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前								
別表第2（第3条関係） 共通専決事項					別表第2（第3条関係） 共通専決事項								
1 [略]					1 [略]								
2 人事・服務					2 人事・服務								
専決事項			課長	部長	局長	副市長	専決事項			課長	部長	局長	副市長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第2項第1号を除く。）を承認すること。 (1)~(4) [略]							1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。  (1)~(4) [略]						
2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。 (1)~(4) [略]							2 職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。  (1)~(4) [略]						
3~10 [略]							3~10 [略]						
11 <u>会計年度任用職員</u> を任免す							11 <u>臨時職員</u> を任免すること。						

ること。

1 2 会計年度任用職員の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号を除く。）すること。	○			
1 3 会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。	○			
1 4 会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。	○			
1 5 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、会計年度任用職員に休職を命じること。	○			

1 6 [略]				
1 7 [略]				

3 [略]

4 支出負担行為

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1～6 [略]				
7 [略]				
8 [略]				
9 [略]				
10 [略]				
11 [略]				
12 [略]				
13 [略]				
14 [略]				
15 [略]				
16 [略]				
17 [略]				
18 [略]				
19 [略]				
20 [略]				
21 [略]				
22 [略]				
23 [略]				
24 [略]				
25 [略]				
26 [略]				
27 [略]				

5～7 [略]

8 工事の執行

専決事項	課長	部長	局長	副市長

1 2 [略]				
1 3 [略]				

3 [略]

4 支出負担行為

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1～6 [略]				
7 賃金	○			
8 [略]				
9 [略]				
10 [略]				
11 [略]				
12 [略]				
13 [略]				
14 [略]				
15 [略]				
16 [略]				
17 [略]				
18 [略]				
19 [略]				
20 [略]				
21 [略]				
22 [略]				
23 [略]				
24 [略]				
25 [略]				
26 [略]				
27 [略]				
28 [略]				

5～7 [略]

8 工事の執行

専決事項	課長	部長	局長	副市長

1	工事の依頼及び承諾に関する こと。	○		
2	[略]			
3	設計変更の決定に関する こと。 (1) 重要なもの (2) 軽微なもの	○	○	
4	工期延期の決定に関する こと。	○		
5	工事完成の通知及び工事検査 の報告に関すること。	○		
6	[略]			
7	その他諸届に関する こと。	○		

備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

人事部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
人事課	1 <u>職員</u> (会計年度任用職員を除く。次項から第4項まで及び第6項において同じ。) の職務専念義務を免除 (さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号から第12号までを除く。) すること。	○			
	2 <u>職員</u> の営利企業等従事を許可すること。 (局長 (局長相当職を含む。) 及び区長を除く。)			○	
	3 <u>職員</u> の介護休暇、介護	○			

1	工事依頼書の決定及び受理に 関すること。	○		
2	設計施工の承認に関する こと。	○		
3	[略]			
4	工事完成通知書及び工事結果 の報告の受理に関する こと。	○		
5	諸届等に関する こと。 (1) 承認 (2) 受理	○	○	
6	着手の延期、中止及びこれら の解除の決定を すること。	○		
7	出来高払の決定を すること。	○		
8	前金払の決定を すること。	○		
9	設計変更の決定を すること。 (1) 重要なもの (2) 軽易なもの	○	○	
10	竣工延期を すること。	○		
11	[略]			

備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

人事部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
人事課	1 職務専念義務を免除 (さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号から第12号までを除く。) すること。	○			
	2 営利企業等従事を許可すること。 (局長 (局長相当職を含む。) 及び区長を除く。)			○	
	3 介護休暇、介護時間及	○			

	時間及び組合休暇を承認すること。 4 職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 (1)・(2) [略] 5・6 [略]				
職員課	1～7 [略] 8 <u>さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年さいたま市規則第55号)の規定により任命権者が定める事項(市長を任命権者とするものに限る。)</u> について定めること。				○
[略]					

財政局  
[略]

市税事務所					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
個人課税課	1 個人の市民税及び県民税(他の所管に属するものを除く。)並びに軽自動車税の種別割の賦課決定をすること。 2 個人の市民税及び県民税(他の所管に属するものを除く。)並びに軽自動車税の種別割に係る公示送達をすること。	○			
[略]					

市民局

市民生活部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
市民生活安全課	1～4 [略]				

	び組合休暇を承認すること。 4 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 (1)・(2) [略] 5・6 [略]				
職員課	1～7 [略]				
[略]					

財政局  
[略]

市税事務所					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
個人課税課	1 個人の市民税及び県民税(他の所管に属するものを除く。)並びに軽自動車税の賦課決定をすること。 2 個人の市民税及び県民税(他の所管に属するものを除く。)並びに軽自動車税に係る公示送達をすること。	○			
[略]					

市民局

市民生活部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
市民生活安全課	1～4 [略] 5 <u>さいたま市六日町山の家条例(平成13年さいたま市条例第215号)に基づく利用の承認、利用の承認の取消し、利用日数の変更、利用時間の</u>	○			

[略]					

[略]  
保健福祉局

保健部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]

地域医療課	1～38 [略] 39 2以上の市町村の区域において病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人に係る申請・届出書類の受理、送付その他の行為に関すること。</u>	○			
-------	---	---	--	--	--

[略]

福祉部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]

生活福祉課	1～5 [略] 6 <u>さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）</u> に基づく報告の徴収、検査、調査、勧告及び勧告に従うべき旨の命令をすること。 7 <u>さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例</u> に基づく被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことの制限又は停止の命令をすること。 8 <u>さいたま市被保護者等</u>		○		
-------	---	--	---	--	--

	変更等及び使用料の還付をすること。				
[略]					

[略]  
保健福祉局

保健部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]

地域医療課	1～38 [略] 39 2以上の市町村の区域において病院、診療所又は <u>介護老人保健施設を開設する医療法人に係る申請・届出書類の受理、送付その他の行為に関すること。</u>	○			
-------	---	---	--	--	--

[略]

福祉部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]

生活福祉課	1～5 [略] 6 <u>さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成25年さいたま市条例第38号）</u> に基づく報告の徴収、検査、調査、勧告及び勧告に従うべき旨の命令をすること。 7 <u>さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例</u> に基づく被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を <u>経営することの制限若しくは停止の命令又は被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行うことの制限若しくは停止の命令</u> をすること。 8 <u>さいたま市被保護者等</u>		○		
-------	--	--	---	--	--

	住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づく公表をすること。				
[略]					
障害支援課	1～6 [略] 7 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所施設及び相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の指定、登録、廃止及び取消しをすること。 8～10 [略]		○		
[略]					

長寿応援部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
介護保険課	1 [略] 2 介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービスを含む。）事業者、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）事業者及び居宅介護支援（介護予防支援を含む。）事業者（第4項において「介護保険法に基づくサービス事業者等」という。）並びに介護保険施設（介護老人保健施設を除く。）の指定、廃止及び取消しをすること。 3～8 [略]		○		

[略]  
環境局  
[略]

資源循環推進部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

	住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づく公表をすること。				
[略]					
障害支援課	1～6 [略] 7 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所施設及び相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の指定、登録、廃止及び取消しをすること。 8～10 [略]		○		
[略]					

長寿応援部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
介護保険課	1 [略] 2 介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービスを含む。）事業者、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）事業者及び居宅介護支援（介護予防支援を含む。）事業者（第4項において「介護保険法に基づくサービス事業者等」という。）並びに介護保険施設（介護老人保健施設を除く。）の指定、廃止及び取消しをすること。 3～8 [略]		○		

[略]  
環境局  
[略]

資源循環推進部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長



9	[略]				
10	[略]				
11	[略]				
12	[略]				
13	[略]				
14	[略]				
15	[略]				
16	[略]				
17	[略]				
18	[略]				
19	[略]				
20	[略]				
21	[略]				
22	[略]				
23	[略]				
24	[略]				
25	[略]				
26	[略]				
27	[略]				
28	[略]				
29	[略]				
[略]					

[略]					
経済局					
商工観光部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
経済政策課	1 [略]				
	2 <u>さいたま市産業振興会館条例（平成13年さいたま市条例第226号）に基づく開館時間の変更、利用の許可、利用の制限、特別の設備等の許可、利用の許可の取消し等及び使用料の還付をすること。</u>	○			
	3 <u>さいたま市産業文化センター条例（平成13年さいたま市条例第227号）に基づく開館時間の変更、利用の許可、利用の制限、特別の設備等の許可、利用の許可の取消し等及び使用料の還付をすること。</u>	○			
	4 <u>さいたま市にぎわい交流館いわつき条例（平成30年条例第67号）に</u>	○			

8	[略]				
9	[略]				
10	[略]				
11	[略]				
12	[略]				
13	[略]				
14	[略]				
15	[略]				
16	[略]				
17	[略]				
18	[略]				
19	[略]				
20	[略]				
21	[略]				
22	[略]				
23	[略]				
24	[略]				
25	[略]				
26	[略]				
27	[略]				
28	[略]				
[略]					

[略]					
経済局					
商工観光部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
経済政策課	1 [略]				
	2 <u>さいたま市産業振興会館条例（平成13年さいたま市条例第226号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等、開館時間の変更、特別の整備の許可及び使用料の還付をすること。</u>	○			
	3 <u>さいたま市産業文化センター条例（平成13年さいたま市条例第227号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等、開館時間の変更及び使用料の還付をすること。</u>	○			

基づく開館時間の変更、  
利用の許可、利用の許可  
の取消し等、使用料の還  
付、特別の設備等の許可  
及び利用の制限をすること。

5 [略]

[略]

[略]

都市局

都市計  
画部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
都市計 画課	1～3 [略]				
	4 国土利用計画法（昭和 49年法律第92号）第 17条から第19条まで の規定による許可及び土 地に関する権利の買取り をすること。		○		
	5 国土利用計画法第24 条から第27条の2まで の規定による助言及び勧 告等並びに土地に関する 権利処分についてのあっ せん等をすること。		○		
	6 国土利用計画法第27 条の5の規定による勧告 及び土地に関する権利処 分についてのあっせん等 をすること。		○		
	7 国土利用計画法第27 条の8の規定による勧告 及び土地に関する権利処 分についてのあっせん等 をすること。		○		
	8 国土利用計画法第28 条第1項の規定による認 定通知をすること。		○		
	9 国土利用計画法第30 条から第32条までの規 定による助言及び勧告等 並びに買取りの協議の通 知をすること。		○		
	10 国土利用計画法第4 1条の規定による立入検 査等をすること。		○		
	11 租税特別措置法（昭		○		

4 [略]

[略]

[略]

都市局

都市計  
画部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
都市計 画課	1～3 [略]				

	和32年法律第26号)に基づく優良宅地の認定及び譲渡予定価格申出の審査をすること。								
	12 <u>さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例</u> (平成13年さいたま市条例第226号。以下「 <u>中高層建築物及び大規模開発行為等条例</u> 」という。)の規定による大規模開発行為等に係る審査結果の通知、あっせん、調停及び命令をすること。								
みどり推進課	[略]								

みどり推進課	[略]								
開発調整課	1 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第17条から第19条までの規定による許可及び土地に関する権利の買取りをすること。							○	
	2 国土利用計画法第24条から第27条の2までの規定による助言及び勧告等並びに土地に関する権利処分についてのあっせん等をする事。							○	
	3 国土利用計画法第27条の5の規定による勧告及び土地に関する権利処分についてのあっせん等をする事。							○	
	4 国土利用計画法第27条の8の規定による勧告及び土地に関する権利処分についてのあっせん等をする事。							○	
	5 国土利用計画法第28条第1項の規定による認定通知をすること。							○	
	6 国土利用計画法第30条から第32条の規定による助言及び勧告等並びに買取りの協議の通知をすること。							○	
	7 国土利用計画法第31条第1項の規定による必							○	

[略]  
建設局

[略]

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
建築行政課	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく認定及び許可（第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項並びに第87条の3第5項及び第6項の規定による許可を除く。）をすること。 2～6 [略]		○		
[略]					

[略]

建設事務所

[略]  
建設局

[略]

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
建築行政課	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく認定及び許可（第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項の規定による許可を除く。）をすること。 2～6 [略]		○		
[略]					

[略]

建設事務所

要な措置についての勧告及び措置報告書を受理すること。

8 国土利用計画法第41条の規定による立入検査等を行うこと。 ○

9 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定及び譲渡予定価格申出の審査を行うこと。 ○

10 さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第266号。以下「中高層建築物及び大規模開発行為等条例」という。）の規定による大規模開発行為等に係る審査結果の通知、あっせん、調停及び命令を行うこと。 ○

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項並びに第87条の3第5項及び第6項の規定による許可をすること。 2～10 [略]		○		
[略]					
[略]					
備考 [略]					

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項の規定による許可をすること。 2～10 [略]		○		
[略]					
[略]					
備考 [略]					

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市訓令第5号

### さいたま市出納室等事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市出納室等事務専決規程（平成19年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(審査課の係長の専決事項)</p> <p>第5条 審査課の係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、旅費（国内旅行の概算旅費及び外国旅行の旅費を除く。）、需用費（食糧費を除く1件30万円未満の支出に限る。）、役務費（自動車損害賠償保険料及び1件30万円未満の支出に限る。）、償還金、利子及び割引料並びに過誤納還付金の支出に関する事。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(審査課の係長の専決事項)</p> <p>第5条 審査課の係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、<u>賃金</u>、旅費（国内旅行の概算旅費及び外国旅行の旅費を除く。）、需用費（食糧費を除く1件30万円未満の支出に限る。）、役務費（自動車損害賠償保険料及び1件30万円未満の支出に限る。）、償還金、利子及び割引料並びに過誤納還付金の支出に関する事。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>(区総務課の防災・総務係等の係長の専決事項)</p> <p>第6条 区役所区民生活部総務課（以下「区総務課」という。）の防災・総務係又は総務係の係長は、区会計管理者の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、旅費（国内旅行の概算旅費及び外国旅行の旅費を除く。）、需用費（食糧費を除く1件30万円未満の支出に限る。）、役務費（自動車損害賠償保険料及び1件30万円未満の支出に限る。）、償還金、利子及び割引料並びに過誤納還付金の支出に関する事。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(区総務課の防災・総務係等の係長の専決事項)</p> <p>第6条 区役所区民生活部総務課（以下「区総務課」という。）の防災・総務係又は総務係の係長は、区会計管理者の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、<u>賃金</u>、旅費（国内旅行の概算旅費及び外国旅行の旅費を除く。）、需用費（食糧費を除く1件30万円未満の支出に限る。）、役務費（自動車損害賠償保険料及び1件30万円未満の支出に限る。）、償還金、利子及び割引料並びに過誤納還付金の支出に関する事。</p> <p>(2) [略]</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この訓令による改正後のさいたま市出納室等事務専決規程第5条及び第6条の規定は、令和2年度以後の予算に係る支出について適用し、令和元年度までの予算に係る支出については、なお従前の例による。

さいたま市訓令第6号

さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員服務規程（平成13年さいたま市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(身分証明書等)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略] 4 職員は、職務に従事するときは、常にき章及び名札を着用しなければならない。 5～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事務引継)</p> <p>第16条 [略] 2 <u>課長以上の職にある者は、組織の改廃等により担当事務を移管する場合は、事務引継書を作成し、当該担当事務の移管を受ける者に関係書類とともに引き継がなければならない。</u> 3 <u>前2項以外の職員にあつては、口頭で後任者（後任者のいないときは所属長の指定する職員）又は担当事務の移管を受ける者に関係書類とともに引き継ぐことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(会計年度任用職員についての適用除外等)</u></p> <p><u>第28条 第8条、第9条、第15条、第22条及び前条の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。</u> 2 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第10条第2項第3号、第17条第1項、第19条、第21条及び第23条の規定の適用については、第10条第2項第3号中「職員」とあるのは「職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」と、第17条第1項中「さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）」とあるのは「さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元</u></p>	<p style="text-align: center;">(身分証明書等)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略] 4 職員は、<u>き章及び名札</u>を職務に従事するときは、常に着用しなければならない。 5～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事務引継)</p> <p>第16条 [略] 2 <u>前項以外の職員にあつては、口頭で後任者（後任者のいないときは所属長の指定する職員）に関係書類とともに引き継ぐことができる。</u></p>

年さいたま市規則第51号)」と、第19条及び第21条中「所属長を経て人事課長」とあるのは「所属長」と、第21条中「職員」とあるのは「職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。））」と、第23条中「所属長を経て人事課長に退職願を提出し、市長の承認を受けなければならない」とあるのは「所属長に退職願を提出しなければならない」とする。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対する第24条の規定の適用については、同条第1項中「週休日、休日」とあるのは「週休日」と、同条第2項中「時間外・休日・夜間勤務命令書」とあるのは「時間外勤務命令書」とする。

第29条 [略]

第28条 [略]

## 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第4項の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市訓令第7号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（消防局及び水道局の職員を除く。）をいう。以下同じ。）の安全及び衛生の管理に関する組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(安全管理者)</p> <p>第5条 法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）を置く箇所及びその名称は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(衛生管理者)</p> <p>第6条 法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を置く箇所及びその名称は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(産業医)</p> <p>第9条 法第13条第1項に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所及びその名称は、別表第6に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(作業主任者)</p> <p>第10条 法第14条に規定する作業主任者を置く箇所並びにその名称及び職務は、別表第7に定め</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（消防局及び水道局の職員を除く。）<u>で常時勤務に服することを要するものをいう。</u>以下同じ。）の安全及び衛生の管理に関する組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(安全管理者)</p> <p>第5条 法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）を置く箇所<u>並びに</u>その名称<u>及び人数</u>は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(衛生管理者)</p> <p>第6条 法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を置く箇所<u>並びに</u>その名称<u>及び人数</u>は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(産業医)</p> <p>第9条 法第13条第1項に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所<u>並びに</u>その名称<u>及び人数</u>は、別表第6に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(作業主任者)</p> <p>第10条 法第14条に規定する作業主任者を置く箇所並びにその名称、<u>人数及び職務</u>は、別表第7</p>

るとおりとする。

(健康診断の受診義務)

第18条 法第66条第5項の規定により受診義務が課されている職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。

2～4 [略]

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第21条の2 職員課長は、健康診断において、職員が別に定める基準に該当する場合には、当該職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、教職員及び第20条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第9に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。以下この条において同じ。)に対し、医師又は保健師の面接による保健指導を行うものとする。

2 所属長は、職員が前項の面接を受けられるよう配慮しなければならない。

3 第1項の場合において、職員が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第18条第1項に規定する特定保健指導の対象であるときは、所属長は、同項の保健指導に代えて状況報告書の提出を求めるものとする。

別表第2(第5条関係)

安全管理者

箇所	名称
環境局資源循環推進部西清掃事務所	西清掃事務所安全管理者
環境局資源循環推進部東清掃事務所	東清掃事務所安全管理者
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所安全管理者
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター安全管理者
建設局に置かれる建設事務所	安全管理者の上に各建設事務所の名称を付したもの
教育委員会学校教育部に置かれる市立学	学校給食調理場安全管理者

に定めるとおりとする。

(健康診断の受診義務)

第18条 職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。

2～4 [略]

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第21条の2 所属長は、健康診断において、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が別に定める基準に該当する場合には、当該職員(教職員及び第20条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第9に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。)に対し、医師又は保健師の面接による保健指導を行うものとする。

2 前項の場合において、同項の職員が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第18条第1項に規定する特定保健指導の対象であるときは、所属長は、同項の保健指導に代えて状況報告書の提出を求めるものとする。

別表第2(第5条関係)

安全管理者

箇所	名称	人数
環境局資源循環推進部西清掃事務所	西清掃事務所安全管理者	1人
環境局資源循環推進部東清掃事務所	東清掃事務所安全管理者	1人
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所安全管理者	1人
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター安全管理者	1人
建設局に置かれる建設事務所	安全管理者の上に各建設事務所の名称を付したもの	各1人
教育委員会学校教育部に置かれる市立学	学校給食調理場安全管理者	1人

校の学校給食  
調理場

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称
本庁舎等	本庁舎等衛生管理者
財政局に置かれる市税事務所	衛生管理者の上に各市税事務所の名称を付したもの
保健福祉局市立病院	市立病院衛生管理者
保健福祉局保健所	保健所衛生管理者
子ども未来局子ども家庭総合センター	子ども家庭総合センター衛生管理者
子ども未来局総合療育センターひまわり学園	総合療育センターひまわり学園衛生管理者
環境局資源循環推進部西清掃事務所	西清掃事務所衛生管理者
環境局資源循環推進部東清掃事務所	東清掃事務所衛生管理者
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所衛生管理者
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター衛生管理者
建設局に置かれる建設事務所	衛生管理者の上に各建設事務所の名称を付したもの
各区役所	衛生管理者の上に各区役所の名称を付したもの
教育委員会	教育委員会衛生管理者
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校のうち職員	衛生管理者の上に各学校の名称を付したもの

校の学校給食  
調理場

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称	人数
本庁舎等	本庁舎等衛生管理者	5人
財政局に置かれる市税事務所	衛生管理者の上に各市税事務所の名称を付したもの	各1人
保健福祉局市立病院	市立病院衛生管理者	4人
保健福祉局保健所	保健所衛生管理者	2人
子ども未来局子ども家庭総合センター	子ども家庭総合センター衛生管理者	1人
子ども未来局総合療育センターひまわり学園	総合療育センターひまわり学園衛生管理者	1人
環境局資源循環推進部西清掃事務所	西清掃事務所衛生管理者	1人
環境局資源循環推進部東清掃事務所	東清掃事務所衛生管理者	1人
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所衛生管理者	1人
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター衛生管理者	1人
建設局に置かれる建設事務所	衛生管理者の上に各建設事務所の名称を付したもの	各1人
各区役所	衛生管理者の上に各区役所の名称を付したもの	各1人（職員が常時200人以上の区役所にあつては、各2人）
教育委員会	教育委員会衛生管理者	2人
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校のうち職員	衛生管理者の上に各学校の名称を付したもの	各1人

が常時50人以上の学校	
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校の学校給食調理場	学校給食調理場衛生管理者
教育委員会生涯学習総合センター	生涯学習総合センター衛生管理者
教育委員会中央図書館	中央図書館衛生管理者

が常時50人以上の学校		
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校の学校給食調理場	学校給食調理場衛生管理者	2人
教育委員会生涯学習総合センター	生涯学習総合センター衛生管理者	1人
教育委員会中央図書館	中央図書館衛生管理者	1人

別表第5（第8条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
子ども未来局 幼児未来部保 育課に置かれ る保育園	[略]	
[略]		
教育委員会生涯学習部博物館	[略]	
教育委員会生涯学習部旧坂東家住宅見沼くらしっく館	旧坂東家住宅見沼くらしっく館衛生推進者	博物館長
教育委員会生涯学習部うらわ美術館	[略]	
教育委員会生涯学習総合センターに置かれる公民館のうち職員が常時10人以上50人未満の公民館	衛生推進者の上に各公民館の名称を付したもの	各拠点公民館長
[略]		

別表第5（第8条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
子ども未来局 幼児未来部保 育課に置かれ る保育園	[略]	
経済局農業政策部農業者トレーニングセンター	農業者トレーニングセンター衛生推進者	農業者トレーニングセンター所長
[略]		
教育委員会生涯学習部博物館	[略]	
教育委員会生涯学習部うらわ美術館	[略]	
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称
----	----

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称	人数
----	----	----

本庁舎等	本庁舎等産業医
財政局に置かれる市税事務所	産業医の上に各市税事務所の名称を付したもの
保健福祉局市立病院	市立病院産業医
保健福祉局保健所	保健所産業医
子ども未来局子ども家庭総合センター	子ども家庭総合センター産業医
子ども未来局総合療育センターひまわり学園	総合療育センターひまわり学園産業医
環境局資源循環推進部西清掃事務所	西清掃事務所産業医
環境局資源循環推進部東清掃事務所	東清掃事務所産業医
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所産業医
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター産業医
建設局に置かれる建設事務所	産業医の上に各建設事務所の名称を付したもの
各区役所	産業医の上に各区役所の名称を付したものの
教育委員会	教育委員会産業医
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校のうち職員が常時50人以上の学校	産業医の上に各学校の名称を付したものの
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校の学校給食調理場	学校給食調理場産業医
教育委員会生涯学習総合	生涯学習総合

本庁舎等	本庁舎等産業医	2人
財政局に置かれる市税事務所	産業医の上に各市税事務所の名称を付したものの	各1人
保健福祉局市立病院	市立病院産業医	2人
保健福祉局保健所	保健所産業医	1人
子ども未来局子ども家庭総合センター	子ども家庭総合センター産業医	1人
子ども未来局総合療育センターひまわり学園	総合療育センターひまわり学園産業医	1人
環境局資源循環推進部西清掃事務所	西清掃事務所産業医	1人
環境局資源循環推進部東清掃事務所	東清掃事務所産業医	1人
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所産業医	1人
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター産業医	1人
建設局に置かれる建設事務所	産業医の上に各建設事務所の名称を付したものの	各1人
各区役所	産業医の上に各区役所の名称を付したものの	各1人
教育委員会	教育委員会産業医	1人
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校のうち職員が常時50人以上の学校	産業医の上に各学校の名称を付したものの	各1人
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校の学校給食調理場	学校給食調理場産業医	1人
教育委員会生涯学習総合	生涯学習総合	1人

涯学習総合センター	センター産業医
教育委員会中央図書館	中央図書館産業医

涯学習総合センター	センター産業医	
教育委員会中央図書館	中央図書館産業医	1人

別表第7（第10条関係）

作業主任者

箇所	名称	職務
保健福祉局市立病院	市立病院特定化学物質作業主任者	[略]
環境局施設部西部環境センター	西部環境センター酸素欠乏危険作業主任者	
	西部環境センターボイラー取扱作業主任者	
	西部環境センター第一種圧力容器取扱作業主任者	
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター酸素欠乏危険作業主任者	
	東部環境センター第一種圧力容器取扱作業主任者	
	東部環境センター特定化学物質作業主任者	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎酸素欠乏危険作業主任者	
	クリーンセンター大崎特定化学物質作業主任者	
環境局施設部大宮南	大宮南部浄化センター酸素欠乏危	

別表第7（第10条関係）

作業主任者

箇所	名称	人数	職務
保健福祉局市立病院	市立病院特定化学物質作業主任者	1人	[略]
環境局施設部西部環境センター	西部環境センター酸素欠乏危険作業主任者	1人	
	西部環境センターボイラー取扱作業主任者	1人	
	西部環境センター第一種圧力容器取扱作業主任者	1人	
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター酸素欠乏危険作業主任者	1人	
	東部環境センター第一種圧力容器取扱作業主任者	1人	
	東部環境センター特定化学物質作業主任者	1人	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎酸素欠乏危険作業主任者	1人	
	クリーンセンター大崎特定化学物質作業主任者	1人	
環境局施設部大宮南	大宮南部浄化センター酸素欠乏危	1人	

部浄化 センタ ー	険作業主任 者	
	大宮南部浄 化センター 特定化学物 質作業主任 者	1人
環境局 施設部 クリー ンセン ター西 堀	クリーンセ ンター西堀 酸素欠乏危 険作業主任 者	1人
	クリーンセ ンター西堀 特定化学物 質作業主任 者	1人

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第8号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程（平成14年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 参事等の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）<u>第2条第10号から第12号までに限る。</u>）すること。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を</u> 任用すること。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、保健総務課長の個別専決事項は、<u>第12号</u>に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 所属職員の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第21条第1項第3号及びさいたま市<u>会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第2項第1号</u>を除く。）を承認すること。</p> <p>(2) 所属職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則<u>第2条第10号から第12号まで</u>に限る。）すること。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>所属職員（会計年度任用職員に限る。以下「所属会計年度任用職員」という。）の職務に専</u></p>	<p>(専決事項)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 参事等の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）<u>第2条第9号から第11号まで</u>に限る。）すること。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>臨時職員</u>を任免すること。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、保健総務課長の個別専決事項は、<u>第8号</u>に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 所属職員の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。</p> <p>(2) 所属職員の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則<u>第2条第9号から第11号まで</u>に限る。）すること。</p> <p>(3)～(7) [略]</p>

念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号を除く。）すること。

(9) 所属会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。

(10) 所属会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。

(11) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、所属会計年度任用職員に休職を命じること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

## 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第9号

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市立病院事務専決規程（平成13年さいたま市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(院長の専決事項)</p> <p>第10条 院長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員（薬剤科の職員（科長を除く。））、中央放射線科の職員（部長及び技師長を除く。）、リハビリテーション科の職員（部長、科長及び技師長を除く。）、中央検査科の職員（部長及び技師長を除く。）、臨床工学科の職員（部長及び技師長を除く。）及び栄養科の職員（科長を除く。）を除く。以下この条において同じ。）及び患者支援センター所長の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第2項第1号に規定する休暇を除く。以下同じ。）を承認すること。</p> <p>(7) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の職務専念義務の免除（さいたま市職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）<u>第2条第10号から第12号までに規定するものに限る。第12条第8号、第13条第8号及び第15条第9号を除き、</u>以下同じ。）をすること。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p style="text-align: center;">(病院経営部長の専決事項)</p> <p>第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(院長の専決事項)</p> <p>第10条 院長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員（薬剤科の職員（科長を除く。））、中央放射線科の職員（部長及び技師長を除く。）、リハビリテーション科の職員（部長、科長及び士長を除く。）、中央検査科の職員（部長及び技師長を除く。）、臨床工学科の職員（部長及び技師長を除く。）及び栄養科の職員（科長を除く。）を除く。以下この条において同じ。）及び患者支援センター所長の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号に規定する休暇を除く。以下同じ。）を承認すること。</p> <p>(7) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の職務専念義務の免除（さいたま市職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）<u>第2条第9号から第11号までに規定するものに限る。</u>以下同じ。）をすること。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p style="text-align: center;">(病院経営部長の専決事項)</p> <p>第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p>

(1)～(7) [略]

(8) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を任免すること。

（課長、室長及び副所長の専決事項）

第12条 課長、室長及び副所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 所属職員（会計年度任用職員を除く。以下「所属常勤職員」という。）の職務専念義務の免除をすること。

(3)～(7) [略]

(8) 所属職員（会計年度任用職員に限る。以下「所属会計年度任用職員」という。）の職務専念義務の免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号を除く。次条第8号及び第15条第9号において同じ。）をすること。

(9) 所属会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。

(10) 所属会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。

(11) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、所属会計年度任用職員に休職を命じること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

（薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長及び栄養科長の専決事項）

第13条 薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長及び栄養科長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 所属常勤職員の職務専念義務の免除をすること。

(3)～(7) [略]

(8) 所属会計年度任用職員の職務専念義務の免除をすること。

(9) 所属会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。

(10) 所属会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、

(1)～(7) [略]

(8) 臨時職員の雇入れをすること。

（課長、室長及び副所長の専決事項）

第12条 課長、室長及び副所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 所属職員の職務専念義務の免除をすること。

(3)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

（薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長及び栄養科長の専決事項）

第13条 薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長及び栄養科長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 所属職員の職務専念義務の免除をすること。

(3)～(7) [略]

育児休業及び部分休業を承認すること。

(11) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、所属会計年度任用職員に休職を命じること。

(看護師長の専決事項)

第15条 看護師長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 所属常勤職員の職務専念義務の免除をすること。

(4)～(8) [略]

(9) 所属会計年度任用職員の職務専念義務の免除をすること。

(10) 所属会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。

(11) 所属会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。

(12) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、所属会計年度任用職員に休職を命じること。

(看護師長の専決事項)

第15条 看護師長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 所属職員の職務専念義務の免除をすること。

(4)～(8) [略]

## 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第10号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(代決) 第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決することができる。		(代決) 第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決することができる。	
決裁権者	代決権者	決裁権者	代決権者
[略]		[略]	
本庁の課長、区役所の課長、第1類事業所の課長及び第2類事業所の長	課長補佐（所長補佐、館長補佐、場長補佐及び室長補佐を含む。以下同じ。）（課長補佐を置かない組織にあつては課長があらかじめ指定した職員、 <u>課長補佐と特定事業の担当を指定された副参事が置かれている場合の組織にあつてはあらかじめ課長が指定した事案に限り当該副参事</u> ）	本庁の課長、区役所の課長、第1類事業所の課長及び第2類事業所の長	課長補佐（所長補佐、館長補佐、場長補佐及び室長補佐を含む。以下同じ。）（課長補佐を置かない組織にあつては、 <u>課長が</u> あらかじめ指定した職員）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。